

ご説明資料

平成27年11月30日

一般社団法人全国信用金庫協会
朝日信用金庫(経営対策委員会 委員長金庫)

1. 信用金庫業界の規模・業績の概況 —平成27年3月末現在—

信用金庫は相互扶助を理念とする会員の出資による協同組織の非営利法人であり、事業地区が制限され、貸出については会員である中小企業・個人等に限定されています。

信用金庫数 267金庫

店舗数 7,398店

役職員数 11万1千人

会員数 927万人

預金量 131兆円

貸出量 65兆円

【うち中小企業向け貸出41兆円】

自己資本比率 13.17%

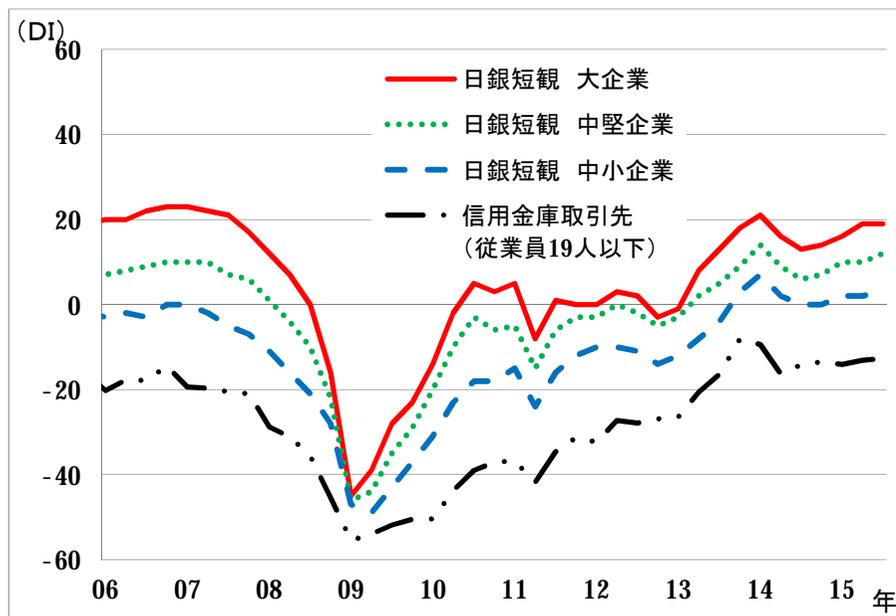
不良債権比率 5.9%

2. 中小企業の業況・資金繰りの状況

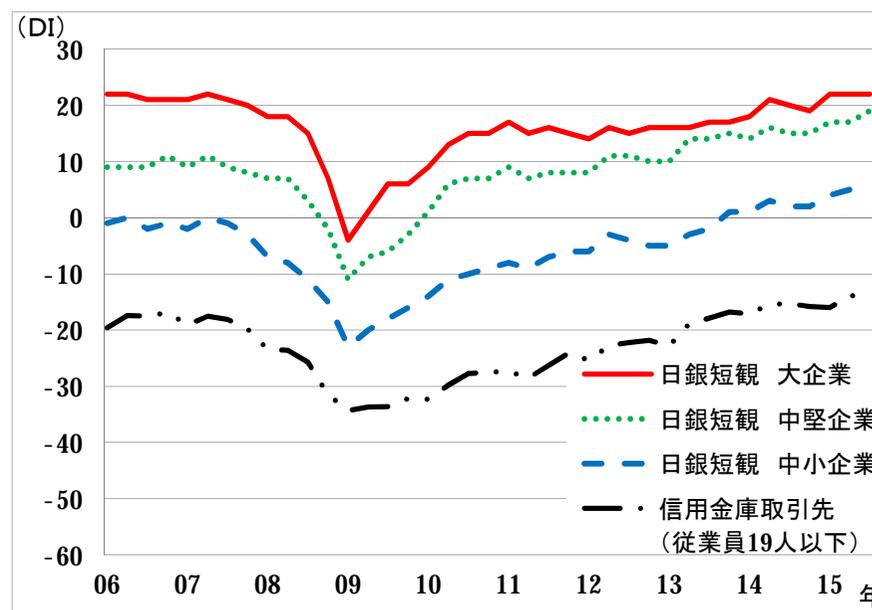
- アベノミクスの効果により緩やかな改善を続けてきたものの、依然として中小企業の業況や資金繰りの状況は厳しい。
- 企業規模が小さいほど、業況・資金繰りの状況は回復が遅れている。

【業況DI・資金繰りDIの推移】

【企業規模別に見た業況判断DIの推移（'06.3 - '15.9）】



【企業規模別に見た資金繰り判断DIの推移（'06.3 - '15.9）】



※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、信金中央金庫地域・中小企業研究所「全国中小企業景気動向調査」に基づき、全信協作成。

3. 一般的な中小企業の特徴

- 自己資本が少なく、財務基盤が弱く、負債に依存する割合が高い。
- 景気変動の影響を受けやすく、また、経済の回復期の波及効果も遅い。
- 一時点の業況が良くても、例えば1取引先からの受注が落ちた瞬間に一気に経営状況が悪化するなど、経営の不確実性が高い。
- 企業規模が小さいほど上記のような特徴が強くなる。

信用保証制度は、こうした中小企業の特徴・弱みを踏まえてこれを補完するもの。経営の持続可能性について相対的に不確実性が高い中小企業に対する安定的な資金供給のために、信用保証制度が果たしている役割は極めて大きい。

4. 信用金庫の融資審査・顧客支援の考え方

- 保証協会付融資でもプロパー融資でも同じように融資審査・査定をし、顧客が返済可能かどうかをきちんと判断して融資に努めている。
- 小規模事業者を主たる取引先とする信用金庫では、財務資料のみならず、例えば、取引先の日々の受注状況や資金繰りの状況等を確認しながら、きめ細かく資金ニーズへの対応に努めている。
- また、コンサルティング能力の更なる発揮を目指し、これまでも経営改善支援、起業・創業支援、販路拡大支援、事業承継支援等といった顧客の支援の取り組み、態勢整備に努めてきている。



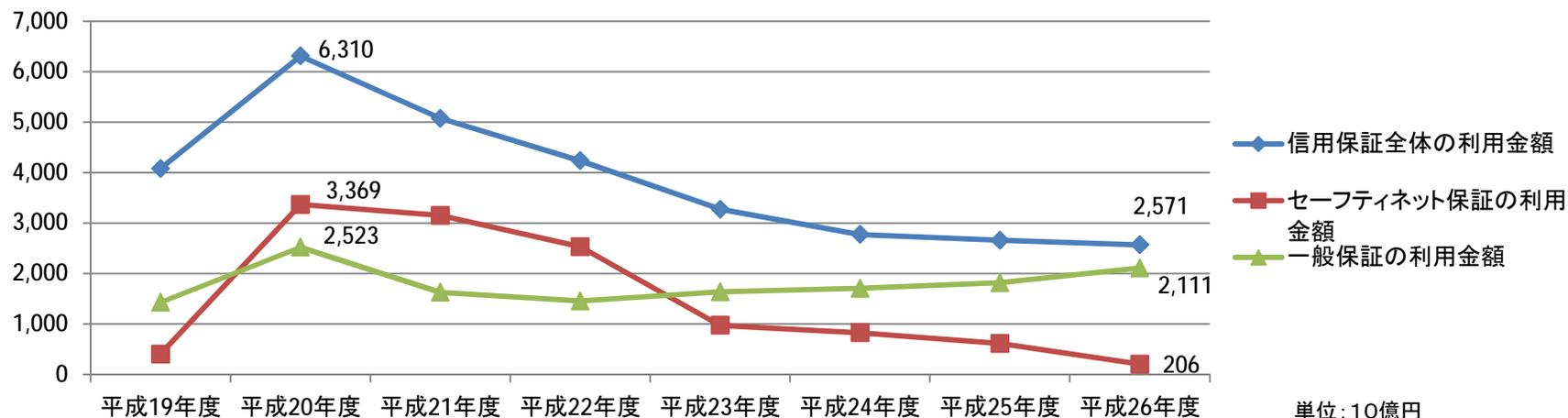
- 保証協会付融資だからといって、適切な融資審査を行わず、返済能力が見込めないのに何にでも融資をしているわけではない。
- 保証協会付融資の取引先でもプロパー融資の取引先でも、きめ細かく資金ニーズに対応し、同じように様々な顧客支援の取り組み等を行っている。

5. 信用金庫業界における一般保証、セーフティネット保証及び信用保証全体の利用金額の推移



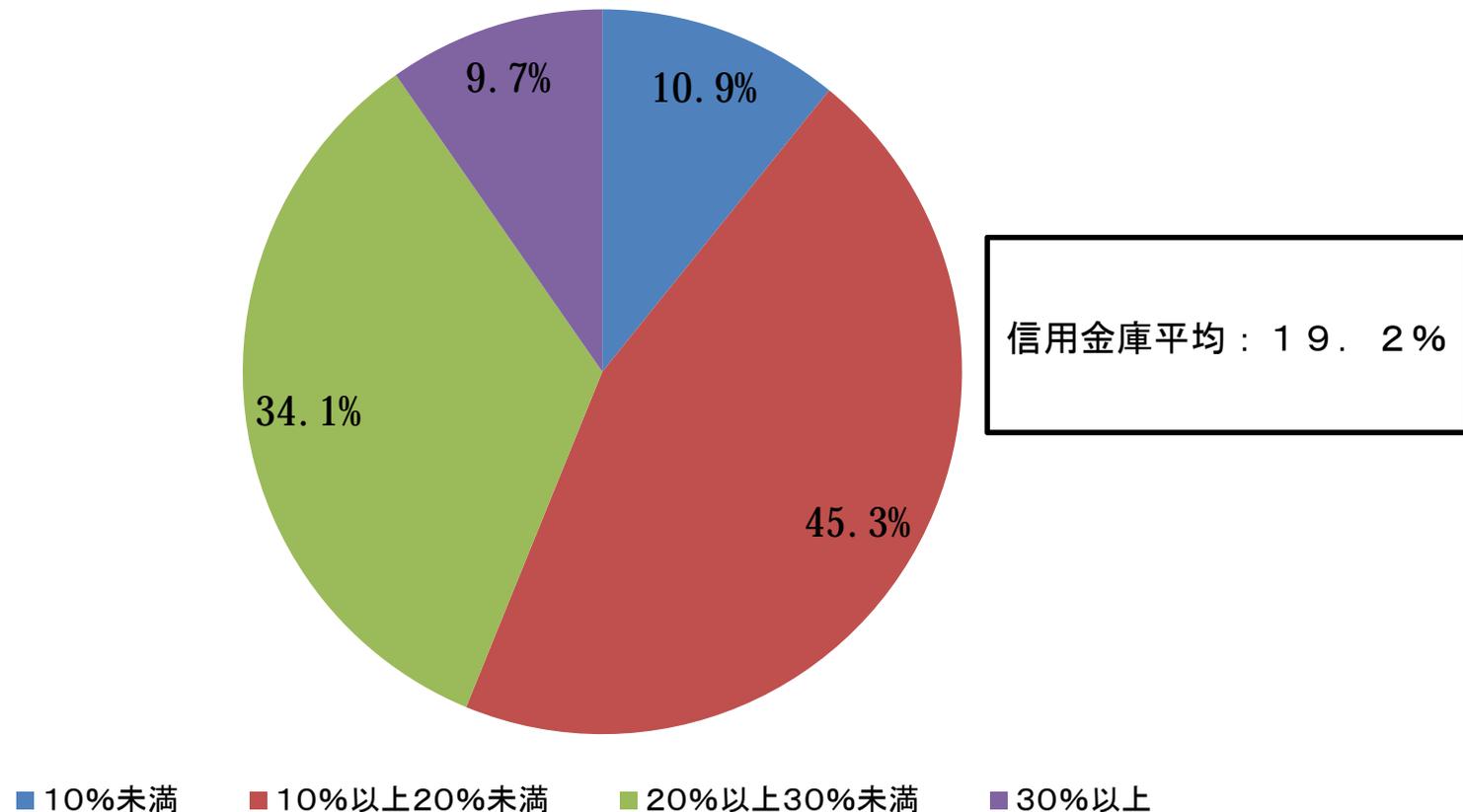
- 責任共有制度の導入後、リーマンショックの発生等により信用保証全体及びセーフティネット保証の利用金額は増加したが、その後は順次減少。
- セーフティネット保証5号は不況時の中小企業の資金繰りを下支えし、連鎖破綻防止等に役立った一方で、その後は対象業種の範囲の縮小に伴って利用金額が順次減少（現行制度下においても、経済情勢の安定に伴って利用金額が減る仕組みが機能している）。

【信用金庫業界の一般保証、セーフティネット保証及び信用保証全体の利用金額の推移】



<参考> 信用金庫の信用保証の利用状況(1)

信用金庫の事業性融資に占める信用保証の利用割合の状況
(平成27年9月末現在)



<参考> 信用金庫の信用保証の利用状況(2)

信用金庫の事業性貸出に占める信用保証の利用割合の 「多い25金庫」と「少ない25金庫」の比較

信用金庫の事業性貸出に占める信用保証の利用割合の多い信用金庫と少ない信用金庫を比較しても、大きな差異はみられなかった。
⇒ 取引先の規模や経営状況は、信用保証の利用に与える影響は乏しいものと考えられる。

	信用保証の利用割合の 多い25金庫	信用保証の利用割合の 少ない25金庫
事業性貸出に占める従業員5人以下の事業者への貸出割合	35.3%	31.6%
全貸出に占めるリスク管理債権の割合	6.2%	5.3%
信用保証協会の代位弁済率	2.1%	2.4%

<参考> 信用金庫の信用保証の利用状況(3)

信用金庫の事業性貸出に占める信用保証の利用割合の
「多い25金庫」と「少ない25金庫」の業種別貸出の割合

業種別貸出の割合を比較すると、卸売業・小売業、製造業との取引割合が高い信用金庫のほうが、信用保証の利用割合が多い。
⇒ 信用保証の利用割合は、取引先の業種の構成による傾向が強いものと考えられる。

	信用保証の利用割合の 多い25金庫	信用保証の利用割合の 少ない25金庫
卸売業・小売業	20.0%	8.1%
製造業	15.1%	8.4%

6. 部分保証方式・負担金方式について

- 平成18年度の報告書の内容を踏まえると、部分保証方式・負担金方式のあり方について検討を行うことが予想される。
- いずれの方式でも、デフォルト時に2割の負担が発生することに変更ではなく(先払いか、後払いか)、いずれの方式を採用しても、融資審査のあり方、リスク管理(貸倒引当金の算定等)のあり方は一切変わらない。

【参考】朝日信用金庫における取扱い

- 一般保証(責任共有制度)による「新規」の融資申込みを受けた場合、申請額の20%をプロパー与信として見て適切にリスク管理を行っている(決裁権限の判定にあたっては、20%はプロパー与信と見て判断している)。
- 平成19年度より、2割の未保証部分に対しては、債務者区分ごとに実積率(平成24年度までは自己査定上の実績率、必要データの収集が完了した平成25年度以降は責任共有債権の代位弁済実績率)に基づいて算定した額を「偶発損失引当金」として適切に計上している。

7. まとめ（1）

<信用保証制度のあり方全般について>

- 信用金庫は、これまで、中小企業者の資金ニーズにきめ細かく対応するとともに、経営改善支援、起業・創業支援、販路拡大支援など、様々な 中小企業支援に努めてきた。
 - 経営の持続可能性について相対的に不確実性が高い中小企業の特徴を踏まえると、信用保証制度が中小企業の円滑な資金供給に果たしている役割は極めて大きい。信用保証制度のあり方の検討にあたっては、こうした中小企業、とりわけ小規模企業の特徴を踏まえて慎重かつ丁寧な対応が重要。
 - 起業・創業や事業再生等といった分野への手厚い支援が必要なのはもちろんであるが、経営状況が変化しやすい中小企業のライフステージは一樣ではなく、単純に成長期・成熟期にあるから金融機関の負担割合を高めるといった制度変更には、慎重かつ丁寧な対応が必要。
仮に、一般保証の保証割合の弾力化を検討するとしても、基本ベースは8割保証の水準から考えていくべきではないか。
- ※ インセンティブの付与を検討するにあたり、金融機関ごとの代位弁済率は、①各金融機関が所在する地域経済の状況、②各金融機関の取引先の分布状況（主たる業種や規模等）等が異なることから、単純に数字だけを比較してパフォーマンスを判断することはできない。

7. まとめ（2）

<小規模事業者への配慮について>

- 事業者が小規模になればなるほど、外部環境の影響を受けやすいことから、特に小規模事業者への影響には、より十分な配慮が必要（例えば、小口零細企業保証制度の充実等）。

<セーフティネット保証について>

- セーフティネット保証は、取引先の倒産、自然災害、経済危機など、特別な事由により経営の安定に支障を生じている事業者を支援するものであり、特に、不況業種を対象とする5号保証は、経済危機時に広範な連鎖倒産等を防止するために極めて重要な制度。
- 今後も、経済危機等の発生時には、5号保証を中心に、機動的に手厚い対応を行うことが必要。なお、5号保証は、現行制度下においても、対象業種の範囲の縮小に伴って利用金額が適切に減少するなど、危機対応から平時の態勢に移行する仕組みが十分に機能している。

<部分保証方式・負担金方式の存続>

- いずれの方式を採用しても金融機関の融資審査・リスク管理のあり方にはまったく影響を及ぼさず、一方で、方式の統一は、既に採用した方式に基づき構築しているシステムの変更に係る膨大な費用負担、事務負担を強いるだけであり、現状の選択制のままとすべき。